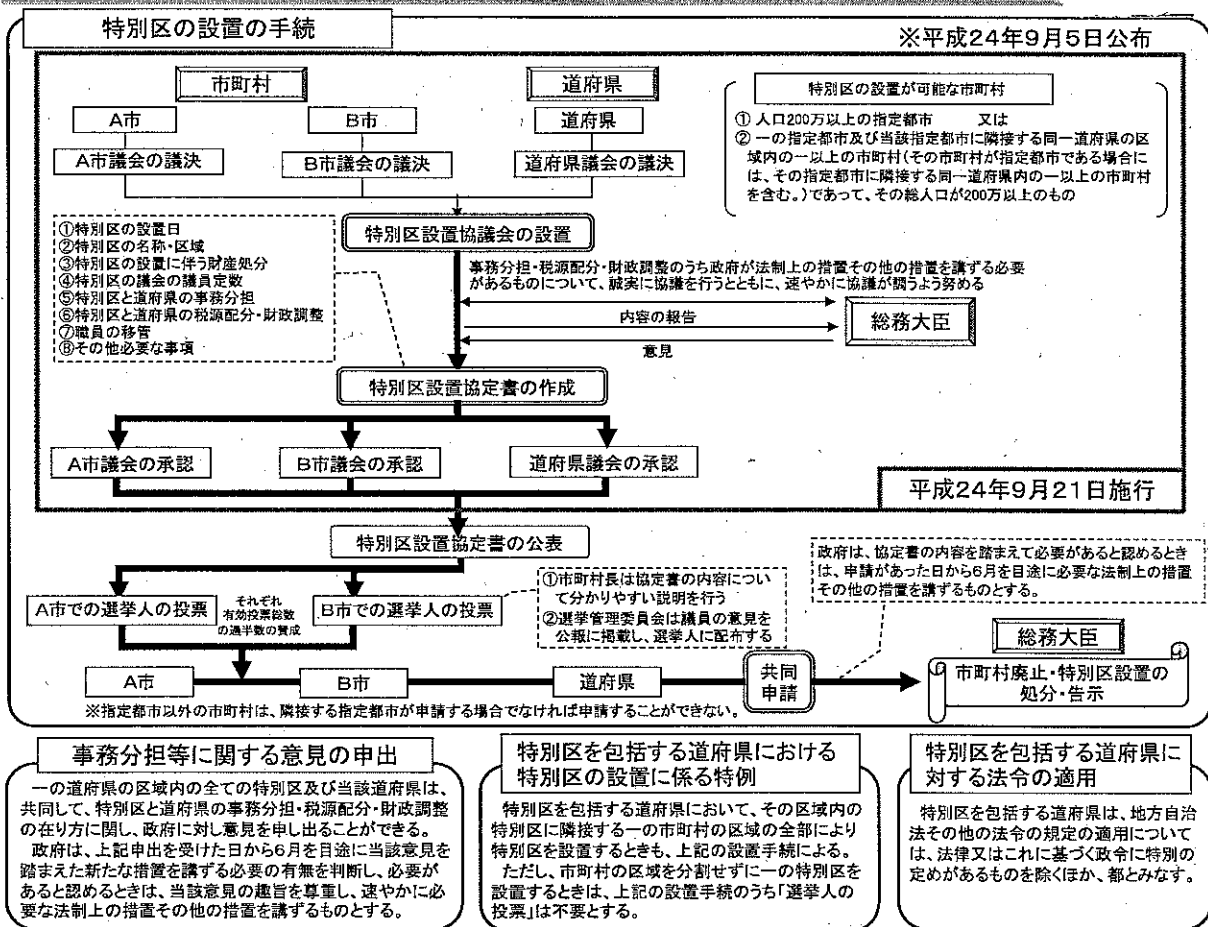


資料6 (6) 大都市地域における特別区の設置に関する法律関係資料

— (第30次地方制度調査会資料ほか)

大都市地域における特別区の設置に関する法律(平成24年法律第80号)概要



大都市地域における特別区の設置に関する法律の対象となる指定都市

1 単独で人口200万人を超える指定都市

- ① 横浜市 (368.9万人、隣接自治体を含む合計 640.3万人)
- ② 名古屋市 (226.4万人、隣接自治体を含む合計 354.3万人)
- ③ 大阪市 (266.5万人、隣接自治体を含む合計 564.6万人)

2 隣接市町村を含めると人口200万人を超える指定都市

- ④ 札幌市 (191.4万人、隣接自治体を含む合計 251.5万人)
- ⑤ さいたま市 (122.2万人、隣接自治体を含む合計 346.7万人)
- ⑥ 千葉市 (96.2万人、隣接自治体を含む合計 213.3万人)
- ⑦ 川崎市 (142.6万人、隣接自治体を含む合計 511.4万人)
- ⑧ 京都市 (147.4万人、隣接自治体を含む合計 203.1万人)
- ⑨ 堺市 (84.2万人、隣接自治体を含む合計 428.4万人)
- ⑩ 神戸市 (154.4万人、隣接自治体を含む合計 290.9万人)

(参考) 隣接する市町村に指定都市が含まれる場合に、当該指定都市に隣接する市町村も含めた場合の総人口

- ① 横浜市・川崎市 (640.3万人)
- ② 大阪市・堺市 (629.9万人)